

各務原市緑の基本計画

2026-2035

各 務 原 市

【目 次】

第1章 基本的事項	1
1 緑の基本計画とは	1
2 計画の位置づけ	4
3 計画対象区域	4
4 計画期間	4
5 計画の全体構成	5
第2章 緑の現状と課題整理	8
1 市の概要	8
2 緑の現状	10
3 緑を取り巻く社会情勢	25
4 上位計画・関連計画の整理	28
5 緑に関する市民意識	31
6 前計画の成果	39
7 緑の課題のまとめ	43
第3章 緑豊かなまちづくりの方向性	45
1 緑の将来像	45
2 緑の配置方針	46
3 緑の基本方針	48
4 都市公園の整備及び管理の方針	51
5 グリーンインフラの推進に関する方針	52
6 目標水準	57
第4章 緑の施策	59
1 施策体系	59
2 各フィールドにおける施策の方向性	61
第5章 計画の推進に向けて	101
1 推進体制	101
2 進行管理	102
資料編	104
1 策定経過	
2 各務原市緑の基本計画策定委員会	
3 アンケート概要	
4 パブリックコメント（意見公募）	

第1章

基本的事項

- 1 緑の基本計画とは
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画対象区域
- 4 計画期間
- 5 計画の全体構成

第1章 基本的事項

1 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画の基本的事項

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する計画」のことで、本市の緑豊かなまちづくりにおける将来像、基本方針、施策などを示すものです。この計画に基づき、緑地の保全及び緑化の推進、都市公園の整備、維持管理等を総合的かつ計画的に実施することで緑豊かなまちづくりを推進していきます。

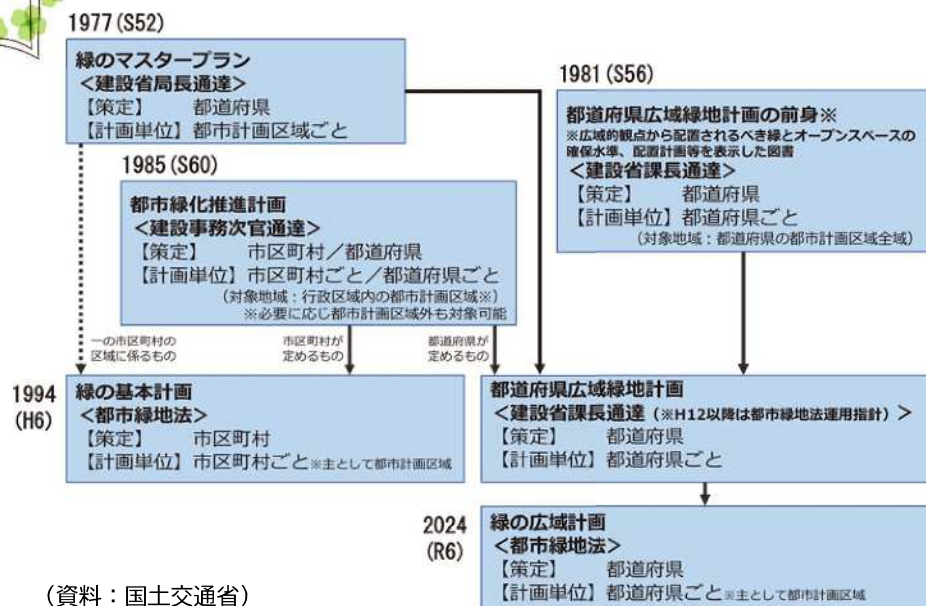
また、都市緑地法第4条第2項には、基本計画において概ね定める事項が掲載されていますが、本市では、このうち必要な事項について本計画に記載することとします。

◆緑の基本計画の特徴

- ◎法律に根拠を置く計画制度です
- ◎市町村の緑全般に関する総合的な計画です
- ◎住民に最も身近な市町村が策定する計画です
- ◎計画の策定に際して住民意見を反映すべき計画です
- ◎計画内容を公表すべき計画です

コラム

緑のマスタープランから緑の基本計画へ



(2) 改定経緯

本市では、昭和60（1985）年度に緑の基本計画の前身である「緑のマスタープラン」を策定しました。その後、関係法令の改正や社会情勢の変化、上位計画の改定に伴い、以下のとおり緑の基本計画の改定を進め、緑豊かなまちづくりを推進してきました。



図 改定経緯

コラム

持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール（目標）と169のターゲットから構成され、開発途上国のみならず、先進国を含めたすべての国において「誰一人取り残さない」社会の実現を目指す、広域で統合的な取組です。

また、本計画は、持続可能で緑豊かなまちづくりを目指すものであり、特に関連の深い、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標13「気候変動に具体的な対策を」、目標15「陸の豊かさも守ろう」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に向け、緑地の保全及び緑化の推進に取り組めます。



図 持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール（目標）

（３）計画改定の背景

本市では、平成28（2016）年度に令和7（2025）年度を目標年次とする「各務原市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備や公共施設の緑化など、様々な取組を進めてきました。その間、人口減少・少子高齢化の進行、自然災害の頻発・激甚化、そして、新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルや価値観の多様化により、緑の果たす役割が再認識され、その重要性はますます高まっています。これに伴い、都市緑地法や都市公園法等が改正されるなど、緑に関する制度の見直しも行われています。

このような社会情勢の変化や新たに生じた課題に柔軟に対応し、緑豊かなまちづくりを一層推進するため、新たな緑の基本計画を策定し、本市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めます。

<計画策定の方向性>

- 総合計画や都市計画マスタープラン等との整合性のある計画とします。
- 国の方向性や「SDGs（持続可能な開発目標）」、「グリーンインフラ」の視点を踏まえた計画とします。
- 概念図やイメージ図を用いたシンプルで分かりやすい構成・内容とし、誰もが読んで、分かりやすい計画とします。
- 市民・事業者・行政等が目指すイメージを共有でき、連携して取り組む計画とします。

（４）計画で対象とする「緑」

本計画で対象とする「緑」は、樹木、樹林、草花、芝など、それ自体が良好な自然環境を形成しているものと、公園や広場、学校、街路樹、河川、農地など一体となって、都市の住環境の質を高めているものの総称とします。

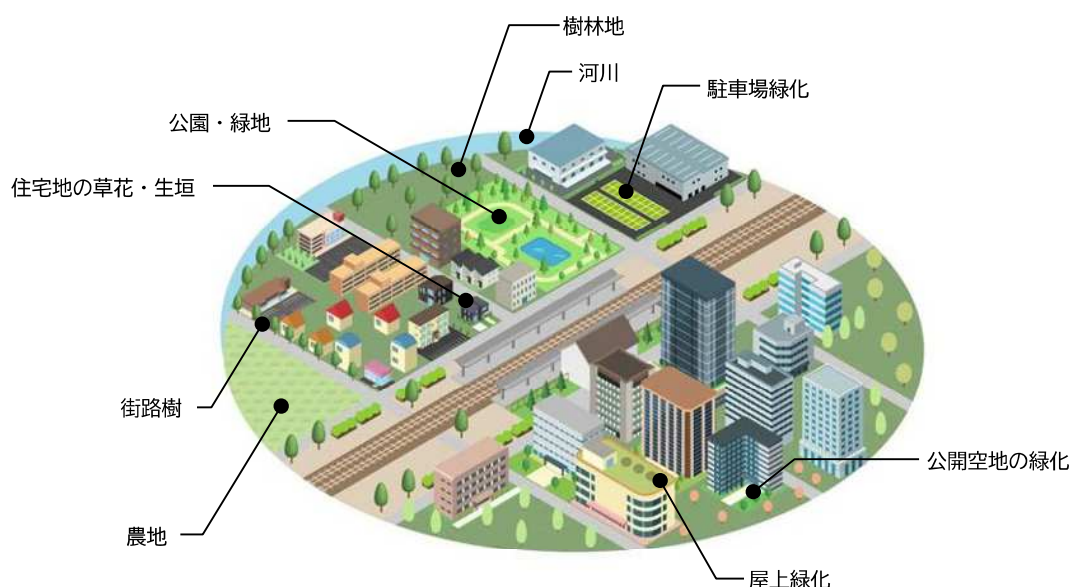


図 計画で対象とする「緑」

第1章 基本的事項

2 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である総合計画に即し、都市計画マスタープランや環境基本計画等の関連計画と整合を図った緑全般を対象とする総合的な計画として位置づけられます。また、国の動きを踏まえた計画とします。



図 計画の位置づけ

3 計画対象区域

本計画は、都市緑地法に基づき、都市計画区域を対象として策定する計画であるため、市全域（約8,781ha＝都市計画区域）を計画対象区域とします。

4 計画期間

計画期間は、令和8（2026）年度から令和17（2035）年度までの10年間とします。また、社会情勢の変化や総合計画及び都市計画マスタープラン等の各種計画の改定の際には、適宜必要な見直しを行います。

表 計画期間

年 度		R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	……	
総合計画	基本構想	構想期間：10年 2025～2034										次期基本構想 2035～				
	基本計画	前期基本計画 2025～2029					後期基本計画 2030～2034					次期前期基本計画 2035～				
マスタープラン	都市計画	前計画	計画期間：10年 2026～2035										次期計画 2036～			
環境基本計画	環境	計画期間：10年 2018～2027			次期計画 2028～2037											
緑の基本計画	緑の	前計画	計画期間：10年 2026～2035										次期計画 2036～			

5 計画の全体構成

本計画は、次のとおり全5章で構成しています。

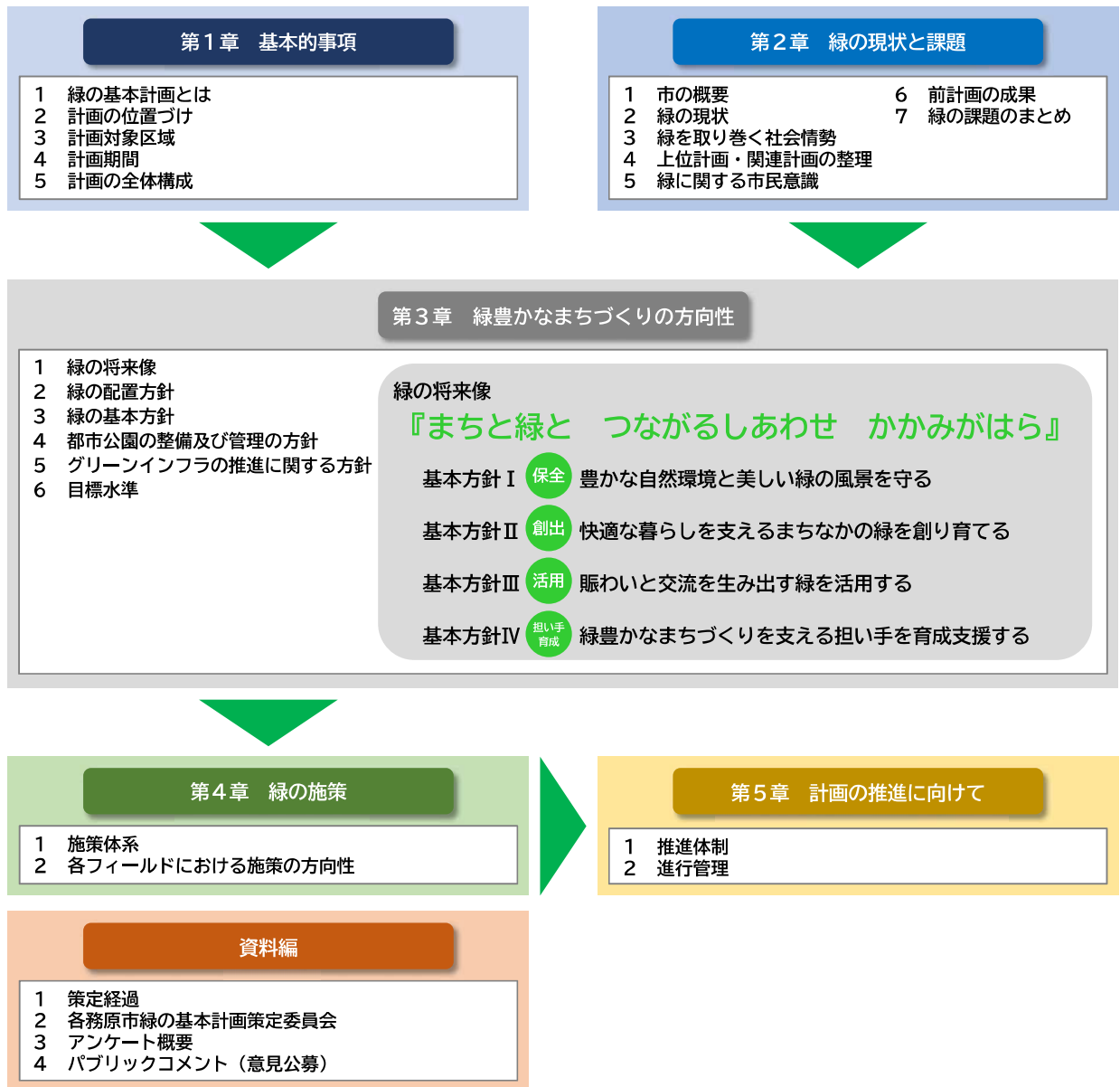


図 計画の全体構成



新境川の桜並木



学びの森

コラム

市の木・市の花・市民の花木を知っていますか？

市制施行10周年を記念し、郷土を緑と花でつつまれた美しいまちにしようと、市民から公募し、昭和48年市民憲章制定等委員会で市の木に「まつ」、市の花に「つつじ」が選定されました。

また、本市には「日本さくら名所100選」に選ばれた「百十郎桜」をはじめ、市には数々の桜の名所があります。

市の桜は、ボランティアによる保護活動や市民の手による植樹など、市民との関わりの中で愛され、育てられてきました。そこで、市は市民憲章推進協議会の提案を受け、平成22年に市民の花木「さくら」を定めました。



市の木 まつ



市の花 つつじ



市民の花木 さくら

用語解説

- ・都市緑地法：都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とするもの。
- ・都市公園：都市公園法第2条に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内で設置する公園又は緑地もしくは国営公園のこと。
- ・グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。（「第3章5 グリーンインフラの推進に関する方針」参照）
- ・Park-PFI：平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた制度のこと。主に公園利用者の利便の向上を目的に、民間企業によって飲食店などの施設を設置し、当該施設から得られる収益の一部を公園の整備・改修費に充てる。
- ・コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業などの生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
- ・生物多様性：様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。
- ・都市緑地法：都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定。この法律には、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。
- ・都市公園法：都市公園の設置・管理基準等に係る規定を定めることで、公共オープンスペースとしての都市公園を確保し、その健全な発達・公共の福祉の増進を図るもの。
- ・総合計画：地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画のこと。
- ・都市計画マスタープラン：市町村の都市計画に関する基本的な方針のことで、都市づくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地域における都市づくりの課題とこれに対応した整備等の方針を明らかにするもの。
- ・立地適正化計画：都市再生特別措置法の一部改正（平成26年8月施行）により、市町村が策定できることとなった計画で、都市全体の構造を見渡し、「コンパクト+ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する

医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、長い時間をかけ、ゆるやかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを行うもの。

- ・環境基本計画：将来においても各務原市が住みよい環境を形成していくため、市民、事業者、行政の各主体が相互に連携し、それぞれの責務・役割を明らかにするとともに、各主体が協力し、一体となって各務原市の環境づくりに取り組んでいくための方向性を定めたもの。
- ・都市計画区域：自然的・社会的条件、人口、産業、土地利用、交通量等の現況とその推移を考慮して、一体の都市として、総合的な整備、開発及び保全する必要がある区域として指定される区域。本市の場合は、市全域が指定されている。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）：「Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓うもののこと。（第1章コラム参照）